

青森県報

第六号

令和元年
五月十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

地変更の届出……………(同) ……四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……五

○基本測量の実施……………(監理課) ……五

公 告

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定……………(農村整備課) ……五

○次世代自動車の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……五

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域県民局) ……七

告 示

青森県告示第二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所	事業所	廃止年月日
株式会社ユー	名 称	主たる事務所の所在地	平成 三・四・三〇
五平二丁目五の三	名 称	訪問看護ステーション原ケ平	
五平二丁目五の三	名 称	弘前市大字原ケ平	
五平二丁目五の三	名 称	弘前市大字原ケ平	

青森県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
株式会社 あうら	青森市幸畑 二丁目六の 一〇	社会福祉 法人伸康 会	弘前市大字 独狐字石田 一三の七
訪問介護	短期入所 生活介護	居宅介護 事業の種類	ヘルパー ステーション のり
弘前市大字 五所字里見 一四	弘前市大字 大原二丁目 一〇の一	名称	シヨート ステイ平 成の館
三・三・一	平成 三〇・一〇・一	所在地	弘前市大字 石渡四丁目 一三の七
		変更 年月日	

青森県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
社会福祉 法人伸康 会	弘前市大字 独狐字石田 一三の七	名称 <td>シヨート ステイ平 成の館</td>	シヨート ステイ平 成の館
訪問介護 サービス	介護予防 生活介護	介護予防 事業の種類	ヘルパー ステーション のり
弘前市大字 五所字里見 一四	弘前市大字 大原二丁目 一〇の一	所在地	弘前市大字 石渡四丁目 一三の七
三・三・一	平成 三〇・一〇・一	変更 年月日	

青森県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防・日常生活支援事業所
株式会社 あうら	青森市幸畑 二丁目六の 一〇	名称 <td>ヘルパー ステーション のり</td>	ヘルパー ステーション のり
訪問介護 サービス	介護予防 生活介護	介護予防 事業の種類	ヘルパー ステーション のり
弘前市大字 五所字里見 一四	弘前市大字 大原二丁目 一〇の一	所在地	弘前市大字 石渡四丁目 一三の七
三・三・一	平成 三〇・一〇・一	変更 年月日	

青森県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
株式会社あ うら	株式会社あ うら	主たる事務所 所在地	居宅介護支援事業者
青森市幸畑二 丁目六の一〇	青森市幸畑二 丁目六の一〇	名 称	居宅介護支援事業所
居宅介護支 援センター みのり	居宅介護支 援センター みのり	所 在 地	居宅介護支援事業所
弘前市大字五所 字里見一二四	弘前市大字大原 二丁目一〇の一	変 更 年 月 日	
		平成 三・三・一	

青森県告示第四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所 所在地	名 称	所 在 地	廃止 年月日

株式会社ユニー

弘前市大字原ケ
平二丁目五の三

訪問看護ステ
ーション原ケ平

弘前市大字原ケ
平二丁目五の三

平成
三・四・三〇

青森県告示第四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護事業者
株式会社 あうら	株式会社 あうら	主たる事務所 所在地	居宅介護事業者
青森市幸畑 二丁目六の一〇	青森市幸畑 二丁目六の一〇	名 称	居宅介護事業者
訪問介護 のり	訪問介護 のり	所 在 地	居宅介護事業者
ヘルパー ステーション みのり	ヘルパー ステーション みのり	変 更 年 月 日	
弘前市大字 五所字里見 一二四	弘前市大字 大原二丁目 一〇の一	平成 三・三・一	

青森県告示第四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	主たる事務所の所在地
社会福祉 法人伸康 会	弘前市大字 独狐字石田 一〇二一の一	介護予防 事業の種類	介護予防 事業所
	短期入所 生活介護	名称	所在地
	シヨート ステイ平 成の館		変更 年月日
	弘前市大字 石渡四丁目 一三〇の七		平成 三〇・〇・一
	シヨート ステイ2 4		

青森県告示第四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	主たる事務所の所在地
株式会社あ うら	青森市幸畑二 丁目六の一〇	居宅介護支 援センター みのり	居宅介護支 援事業所
		名称	所在地
		弘前市大字大 原二丁目一〇 の一	変更 年月日
		弘前市大字五 所字里見一二 四	平成 三・三・一

青森県知事 三 村 申 吾

令和元年五月十七日

青森県告示第四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	区分	
		名称	主たる事務所の所在地
株式会社 あうら	青森市幸畑 二丁目六の一 〇	訪問型 サービ ス	介護予 防・日常 生活支 援の種 類
		ヘルパー ステ ィン グの り	介護予 防・日常 生活支 援事業 所
		弘前市大字 一〇の一	変更 年月日
		弘前市大字 五所字里見 一二四	平成 三・三・一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の患畜	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	三戸郡三戸町	平成 三・四・五

青森県告示第五十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量、基準点現況調査）
- 二 作業期間
令和元年五月七日から令和二年三月三十一日まで
- 三 作業地域
十和田市及び上北郡横浜町

公 告

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定によ

り、高野大溜池地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急耐震工事））の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年五月二十日から同年六月十四日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所

次世代自動車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和元年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）に係る一連の調達とする。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。
(一) 電気自動車 一台
(二) プラグインハイブリッド車 六台
(三) プラグインハイブリッド車（緊急車両仕様） 一台
 - 2 調達物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。
 - 3 右に掲げる(一)から(三)までの調達物品ごとにそれぞれの入札とする。
 - 4 調達物品のうち(二)に掲げるものにあつては、県所有の物品との交換契約による。
- 二 納入期限

令和元年九月三十日

三 納入場所

調達物品それぞれの入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、それぞれの入札案件ごとに、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和元年六月七日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇七八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇七八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和元年六月二十八日（時間は、調達物品それぞれの入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（交換にあつては、交換差金に係る最低の価格）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭